四 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)

該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 「項及び第三百九十六条第二項の規定を準用する場合における当いて会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百四十五条第一第二条の四 法第五条の九第一項の規定において会計監査人につ(会計監査人について準用する会社法の読替え)		第二条の二 削除	改正案
次の表のとおりとする。 次の表のとおりとする。 次の表のとおりとする。 (会計監査人について会社法第三百四十五条第一項及び第三百九十六条第二項のいて会社法第三百四十五条第一項の規定において会計監査人について準用する会社法の読替え)	(平成十七年法律第八十六号)第三百八十三条第二項の規定を 準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表 第三百八十三条 第三百六十六条第 中小企業等協同組 第二百八十三条 第三百六十六条第 中小企業等協同組 一項ただし書 合法第三十六条の 本第六項において 準用する第三百六 十六条第二項の規定を し書	第二条の二 法第五条の六の規定において監事について会社法(監事について準用する会社法の読替え)	現行

第五条の三 削除

録 規	NIC.	第二項第二号 2	第三百九十六条 電磁的記録を エ	第一項 又は辞任	第三百四十五条 選任若しくは解任 1	条選任若しくは解任		磁 は 的 辞 品 任 録	二項第二号
一規定する電滋的記	五条の七第二項に業に関する法律第	組合による金融事	電磁的記録(協同	は不再任又は辞任		選任、解	す の 関 に 的 再 る 七 す よ 記 任		磁 は 的 辞 品 任 録

第一 読 法の規定 第二項第二号 第三百 第三百 み替 項 四十 九十 える会 六 五. 条 条 社 選 任 読 電磁的記録を 又は辞任 句 み替えられる字 若しくは解 任 選任、 読み替える字句 録をいう。)を 規定する電磁的記 五条の七第二項に 業に関する法律第 組合による金融事 電磁的記録 は不再任又は辞任 解任若しく (協同

(信用協同組合等の清算人について準用する会社法の読替え)

法第六条の二第二項の規定において信用協同組合等

同

第五条の三

替えるほか、 掲げる字句は、 法の規定中「役員等」とあるのは、 の清算人について会社法の規定を準用する場合においては、 ものとする。 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える 「清算人又は監事」と読み

法の規定 読み替える会社 読み替えられる字 旬 読み替える字句

八百五十条第二項		
おいて準用する第	項	
同法第六十九条に	第八百五十条第二	
項		
八百四十九条第四		
おいて準用する第		
合法第六十九条に	項	第二項第二号
中小企業等協同組	第八百四十九条第	第三百八十六条
項		
八百四十七条第一		
おいて準用する第		
合法第六十九条に	一項	第二項第一号
中小企業等協同組	第八百四十七条第	第三百八十六条
第二項		
法第三十六条の八		
おいて準用する同		
合法第六十九条に	四項	第二項
中小企業等協同組	第三百四十九条第	第三百八十六条